

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
前文		<p>筑紫野市域は、古代から明治22年まで御笠郡の一部で、34の村に分かれていたが、明治22年の町村制の施行により、二日市、御笠、山家、筑紫、山口の五村に統合され、明治28年に二日市村が町制を施行し一町四村となった。現在の筑紫野市域は、昭和30年にこの一町四村が合併し筑紫野町となってから形成された。筑紫野町は人口4万人に達した昭和47年に市制を施行して筑紫野市となり現在に至っている。本市の有する歴史・文化は古く、福岡平野、筑後平野、飯塚盆地を相互に結ぶ交通の要衝にあり、福岡都市圏の拡大と共に急速に都市化してきている。</p> <p>筑紫野市議会(以下「議会」という。)は、この多彩な地域に暮らす筑紫野市民(以下「市民」という。)を代表する合議制の機関として、時代の変化に即した議会改革に鋭意取り組んできた。</p> <p>近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と首長がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。</p> <p>議会は、その果たすべき責務や役割を市民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。</p> <p>ここに、議会は、市民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の精神にのっとり、市民の負託に全力を挙げ応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例の趣旨に添い実施出来ている。 ・条例の性格を分かりやすく示す表現として宣言的に述べた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史については市制施行からで良いのでは。 ・議会改革の根幹の大事な前文であることから、今後もこの前文を捉え、推進していく。 		
1	目的	<p>この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会の役割及び活動原則並びに筑紫野市議会議員(以下「議員」という。)の責務、役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行動規範が明文化されそれに沿った形で行動されている。 ・市民福祉の向上と市政の発展に寄与している。 		—	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
2	基本理念	議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議事機関として、多様な市民の意思の調整を図り市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制の機能は発揮されている。 ・議決により市の最終的な意思決定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様な思いを把握し反映されているか疑問 	—	
3	議長の役割	<p>議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 議長は、議会活動の状況、市政の課題に対する議会の方向性等について広く市民に明らかにする役割を担うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見識が高く知識が豊富で機能強化に向けて取組がなされている。 ・議会の機能強化に向けてリーダーシップを発揮する役割を果たしている。 ・一定公正公平な議会運営がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長就任時に抱負を述べるようにする。 ・第2項が今年度は、コロナ禍で議長も広く市民に明らかにする場が少なかったのではないかなと思う。議会だよりに議長の欄を作ってはどうか。 ・議長の役割については再度協議(確認)してはどうか ・正副議長は執行部からの情報を議会で共有 ・【2項】市政の課題に対して議員間での討議を活発に行い、議会の方向性などについて、積極的に情報発信を行う。 ・議長、副議長選出について立候補制を導入し、マニフェストについて所信表明演説を行う。 ・今後議長によるどのような議会にするのかという目標を立てること。 	4.2	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
4	議会の 活動原則	<p>議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、筑紫野市長（以下「市長」という。）及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視し、及び評価するものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を立案及び提言することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。</p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対し議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。</p> <p>4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、議会関係条例等を遵守し、これらの条例等について絶えず見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会での審査・調査を行い、市政の運営を監視し、評価している。 ・ 議会日より、ホームページ、議会報告会等を通して説明責任を果たしている。 ・ 議会基本条例の検証を2年に1回行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員相互の自由討議は年齢差もあり不十分。 ・ 議会としての政策提案や提言が出来ていない、チーム議会として動くべきである。 ・ 第2項の政策の立案及び提言が出来ていない。コロナ禍で市民の方の声を生かし提言をしている市は多くあった。本市議会も立案及び提言が出来るように取組みたい。 ・ 議会関係条例等を遵守するために、全議員に条例の周知と確認をした方が良い。（条例等には、規則、要綱等も含める。） ・ 第2項の「議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し」の部分の充実が求められると考える。更に、なぜそう考えるのかを含めた意見が出し合える討議が必要だと考える。 ・ 市民に必要な意見を政策として立案することが十分にできていない。 ・ 【2項】市民の多様な意見を把握するための基盤づくりが重要である。議会でSNSアカウントを作成し、意見を集約してはどうか。 ・ 【2項】議員間での自由な討議を行い、政策立案と提言を積極的にするべきでは。 ・ 【3項】議会の意思決定に至る過程について、各委員会での議事録を公表するべきでは。 ・ 【3項】12月定例会の流会に至った経緯についても迅速に説明責任を果たすべきでは。 ・ 【4項】・見直し時期を定めては。 ・ 広報委員会の業務の精査適正委員数の配置の検討 ・ 議会報告会はグループディスカッションをさらに活用し、議員もカジュアルな服装で参加する。 <p>様々な地域団体、市民団体等（大学、専門学校、高校生、ママさん、NPO、福祉施設など）や無作為抽出による案内を活用し、参加者の固定化を防ぐ取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会など住民参加の場では、子連れ参加ができるよう一時保育やキッズスペースを設置する。お菓子やお茶会など話しやすい雰囲気を出す。 	3.7	見直し作業を具体的にするために別途条例の追加が必要と思われる。他市の参考 大野城 宗像 春日等 条文案 市議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、必要に応じ、議会運営委員会において検討するものとする。 2 市議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
5	議員の 活動原則	<p>議員は、選挙により選出された市民の代表として、その負託に応えるため、地域の課題のみならず、広く市政全般の課題とこれに対する市民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて市政に反映させるものとする。</p> <p>2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言論の府と言われながら議員相互の自由討議は十分とはいえない。 ・議員としての責務を自覚し役割を果たしている。 ・市民の意思を把握し、市政に反映するよう努めているが十分ではない。 ・常に市民相談を基軸に幅広く対応をしている。その中であって大きな課題である場合、会派を超えて議員相互の討議をもとに市の発展のため活動している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4班ぐらいに分け色んな条例の見直しを定期的に行いながら各議員の質の向上と意見を引き出す場にはどうか。 ・各々の議員がされていると思う。ただ、議員相互の自由な討議をする場はもっと増やしているのかなとも考える。 ・議員としての責務を自覚し役割を果たしているか今後も自分自身に問う。 ・議員相互の自由な討議を尊重するためにも、定例議会中だけでなく、閉会中にも、所管事務、時事的な課題について意見交換をする委員会協議会の機会を持った方が良い。 ・議員間討議が少なく進んでいない。 ・自由討議が十分できていない。 ・自由討議の取り扱いが中途半端 	3.5	
6	議員の 能力向上	<p>議員は、審議、政策の立案等に必要能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努めるものとする。</p> <p>2 本会議及び委員会における質問等は、市の行政事務について市長等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫野市議会議員研修を毎年度実施している。 令和元年12月6日 「議会改革について」 令和2年12月4日 「議会における災害対策」 ・他団体が実施している研修への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間のバラつきがあるように思える、時代は変化しておりもっと全体研修会を増やすべき。 ・研修会及び勉強会は出来ているが、実際に政策立案に向けた動きが出来ていないのが課題。 ・質問が偏っている傾向なので、内容の充実に努める。 ・【第2項】議員能力向上のため、本会議や委員会での質問等について、傍聴者に対しアンケートを実施し、評価を頂いてはどうか。 ・リモートを活用し、継続した研修の開催。 ・継続的に実施を行い、テーマについては適時的確に選考し、必要に応じては定例研修以外にも実施を検討。 ・視察は、課題を設定し、視察を実施し、中身を考察して、政策提案を行い、地域で実行して、評価・検証を行うという流れをつくる。 ・視察についても、パワーポイントなどでプレゼンする形をとり、報告会を行う。 ・個人としての研修などもっと多く出向く。議会共有を図っていく。 	3.9	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
7	会派	<p>議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、市政の課題に関して会派内及び会派相互での積極的な討議及び調整に努めるものとする。</p> <p>3 会派は、市政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派として提言や予算要求等ができていない。 ・基本的な政策が一致する議員が議会における活動を共にを行っている。 ・会派では、各議会ごとに会派会議を行い、議案についての意見交換、所管委員会での発言など役割分担をしている。また、市政に関する情報収集、調査について、時間の取れる範囲で研修等に参加し、報告書をまとめ、会派内で情報共有できるようにしている。 ・会派内討議は充分に行われている。 ・昨年までは、視察研修など積極的に行っていた。しかしながら本年はコロナウイルス感染症の影響により県外への研修会等参加が自粛ということもあって出来ない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議案書を受けて会派として臨むべき姿勢の意志統一を図るべきと思う。 ・ここでも、政策の立案及び提言が出来ていないのが課題。 ・会派内における議員の議会活動の支援というものが少し不十分に感じられる。 ・会派相互における議員間の積極的な討議が不十分である。 ・市政の課題をあぶりだし、オンライン等での講習会に積極的に参加し政策立案、提言等行えるよう努める。 ・更なる会派の結束。 ・会派と無所属議員との取り扱いが不平等。きちんとした取り扱い（議会民主主義）をすべき 	3.6	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
8	市民参加の 推進	<p>議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、次に掲げる方法等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。</p> <p>(1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。</p> <p>(2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを市民による施策提案としてとらえ誠実に処理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願や陳情に対しては誠実に対応できている。公聴会や参考人制度が活用できていない。 ・ 市民の議会活動への参加を推進している。 ・ 参考人から直接話を聞くことがない。 ・ 参考人の制度活用は、1～2回経験したが、公聴会は開かれていないのでは。 ・ 要望、陳情に対しては、委員会として誠実に対応が出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民モニターによる議会評価制度を導入する ・ 関心のある市民だけの参加。 ・ 参考人制度を活用できるように考えたい。また陳情の制度をもっと周知することで、市民からの政策提言を頂きやすいようにしたい。 ・ 公聴会及び参考人の制度の活用は積極的におこなうべきではないか。（直近での例は？） ・ 請願・陳情については書面だけでなく本人から直接聞く制度の活用。 ・ 公聴会、参考人の制度活用にあたっては受け入れる環境をつくる必要があるではないか。 ・ 【1項】市民参加の取り組みとして、委員会での傍聴者の発言機会の保障を検討してはどうか。（大田原市参照） ・ 議案名、本文、議案関連資料を会議前にネットで事前公開する。 ・ 重要議案に絞って、市民から意見募集する。 ・ 請願、陳情者の趣旨説明の機会を設けること。趣旨説明、資料の事前配布、質疑を行い、会議録に残す。 ・ 議会開催日以外の時に、委員会室などの空き会議室を、市民に貸し出す。市民の会議や自習室として開放。 ・ 議会のバリアフリー化を進め、視覚障がい者、聴覚障がい者が傍聴する際の支援について整備する。 ・ 夜間、休日議会の検討。委員会の会議を夕方にし、一般質問を土日に行う。議会対応する職員の負担を軽減するため、委員会の質疑内容の事前通告を取り入れ、出席要請を絞り、超過勤務手当の支給や代替休暇を与える。 ・ 利用されていない参考人招致、公聴会の制度を活用する。 ・ コミセンに議会へのご意見箱を設置する。 ・ 住民からの意見を政策形成につなげる仕組みをつくる。 <p>意見交換会→広報委員会で整理（課題発見、政策課題テーマの分類）→常任委員会審議（政策討論会）でどのように解決するか研究・分析（専門家や先進自治体の職員等の参考人招致等の活用）→公聴会（市民から意見を聴く）→常任委員会で再審議→委員長報告という形で執行部に政策提言。</p>	3.3	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
9	会議等の 公開等	<p>議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を、速やかに、公表するものとする。</p> <p>2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会日より、ホームページに議員個々の賛否を掲載。 ・本会議、常任委員会、特別委員会等を原則公開としている。資料等の閲覧を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のインターネット配信を検討すべきである ・本会議、委員会傍聴時の資料配布について、検討が必要。本会議議事録はホームページで公開しているが、委員会議事録の公開について、検討が必要。 ・委員会の中継がない。 ・市民が傍聴しやすい環境整備。 ・【2項】市民が傍聴しやすい環境整備として、各委員会のインターネット中継や録画放映を実施してはどうか。 ・委員会の動画配信も今後検討。 ・本会議議事録以外もネット公開する。 ・本会議以外の会議をネット中継する。 ・議案に対する賛否の公開は行っているが、賛否・棄権などの理由についても公開。 ・（コロナ終息後は、）傍聴の際の傍聴者の氏名や住所の記入の手続を廃止する。 ・委員会を委員会室以外で公開する。1階のフロア、夕方にコミセンで出張委員会を開催する。 ・委員長の判断 	3.6	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
10	広報の充実	<p>議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会ごとに議会だよりを発行 ・ 議会ホームページによる情報発信 ・ 議会Facebookでの情報発信 ・ インターネットによる本会議のライブ中継、録画放映 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会のライブ中継、録画放映が出来ていないのが課題。 ・ 関心のある市民だけの閲覧。 ・ 議会だよりの発行、ホームページ、FBでの情報発信等一定の取り組みは実行しているが、さらに多くの方に関心を持っていただけるような活動が必要。 ・ 常任委員会の中継、録画放映、議事録の公開を行うべき。 ・ YouTubeでの本会議配信の検討 ・ 【1項】4条にも関連するが、新たに議会専用のLINEやTwitterなどのアカウントを作成してはどうか。 ・ 議会だよりを活用し更なる議会の可視化に取り組む。 ・ 議会だより発刊が市報発刊の変更に伴い、準備日程が短期間となり事前準備を含め更に紙面の充実に努める。 ・ 情報発信についてはあらゆるツールを適用し、幅広く市民に情報提供が出来るようにする。 ・ 議会モニター、議会だよりモニター制度の導入、アンケートの実施 → 住民の集合知 ・ 議会Twitter、議会公式LINEのアカウント公開 	4.2	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
11	議会報告会	<p>議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度議会報告会 11月…7か所、137人参加 (地方選挙年度は5月の報告会はない) ・令和2年度コロナ禍により中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が限定的（発言したい方）議員からの議会報告は質問に対して答えるだけにして、広く意見を収集する場にする。 ・以前参加して下さった方からのご意見では年々工夫して良いとの評価を頂いているので、今後も参加して良かった、参加したいと思って頂けるような報告会にしたい。 ・関心のある市民だけの参加。 ・現状では参加者が偏っているので、あらゆる年齢層、性別を考慮した開催を検討する。コロナ禍で社会にリモートが認知されており、リモートでの開催を検討してはどうかと思っている。 ・市民が多数参加してもらうため開催告知の工夫が必要。 ・報告会のスタイルを見直す。例えばリモートとか。 ・コロナウイルス感染症はもとよりこのような状況下は今後もあり得る。オンライン等の開催を検討する必要がある。 ・開催場所、開催時間の選定が必要 ・【1項】議会報告会を中止とせず、オンライン中継など可能な範囲で開催するよう検討しては。 ・市民の意見の把握には、情報の収集がさらに必要だが、対面でない方法も検討が必要 ・色々なことを試しながらもっとフランクでいい。 	3.7	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
12	市長との 関係の 基本原則	<p>議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する市長との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専決処分が多いわけではないが対等でないように感じる。一般質問に対する執行部の回答に誠意を感じる事が少ない。 ・互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保っている。 ・市長や執行部との対等かつ緊張ある関係の保持には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員自らのレベルアップを図る。 ・コロナ禍や災害時に市民の皆様の声を届ける仕組みとして災害対応計画の見直しが出来て良かった。 ・本議会においては二元代表制がしっかり遵守されていると思う。 ・市長との対等な関係について現状とあるべき形を討議すべき ・自らの機能を発揮するための研鑽を深める必要がある。 ・市長との権能の違いはあっても様々な考えやビジョン等知る必要がある。 	3.3	
13	質疑応答等	<p>議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。</p> <p>2 議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、論点及び争点を明確にするために議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p>	<p>一般質問において一問一答方式を採用している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部との意見を戦わす場（論戦）があっても良いのでは。 ・他市と比較すると一般質問の時間が極端に短いのは、こちらの力量不足の問題なのか、仕組みの問題なのか。 ・質問への答弁がそっけないという市民の意見がある。市の状況を説明しながらなど、市民に分かりやすく丁寧な答弁が求められる。 ・一問一答方式が採用されている割には一問一答の実施が見られない。 ・議会直前ではなく平時から担当所管等と疑問、質問等に対して情報共有をしていなければならない。 ・通告日も含めた打合せの日程や期間の検討。 ・答弁の薄さ、質問が弁論大会。やりとりになっていない。 	3.1	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
14	政策等の監視及び評価	議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。	条例・予算決算等の議案の審査をはじめ、日々の議会活動を通じて行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・全員による特別委員会は機能しており継続を望む。 ・補正予算は総務市民委員会で審議するが、内容が他常任委員会の場合は、所管事務報告する事を徹底してほしい。 ・決算が次年度予算に活かされるように ・補正などは4半期ごとに報告されると適正に評価できる。 	4.0	
15	政策の立案及び提言	議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、議決等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な政策立案や条例制定の提言ができていない。 ・市の重要な意思決定を行っている。 ・政策提言に向けて常任委員会での調査研究は進めており、提言につながっているものもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員のレベルアップが必要 ・今後一番重点的に行うべき課題と考える。 ・政策の立案及び提言を行っているか。 ・条例の制定、改廃につながるところまでには至っていない。政策立案及び政策提言に向けた活動が必要と考えている。 ・政策の立案は不十分ではないか。提言は受け取る側との関係構築が必要ではないか。 ・条例制定ができてない、今後政策立案を考える部会等を立ち上げては。 ・条例制定や、政策立案のために研修し習得が必要。 ・政策立案及び提言についてさらに取り組みが必要。 ・現在試行中 	2.6	
16	議会の資料要求等	議会は、予算及び決算の審議に当たるとき、又は市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議案書等のほか、資料提供及び説明を求めている。 ・適切に対応されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各員会でのバラつきがあるように思う、傍聴していてもっと聞いて欲しいと感じる ・予算・決算時には、資料要求のルール等が整備されているが、補正予算においても、資料等を要求できるようにルールが必要だと考えている。 ・資料提供はほぼ対応いただいているが、委員会での口頭説明を文書でいただきたい。 ・会議や会合等が制限される中でどのように情報共有を図っていくのか。 	3.8	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
17	地方自治法 第96条第2 項の議決事 項	<p>法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、筑紫野市市民自治基本条例（平成22年筑紫野市条例第23号）第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものとする。</p> <p>2 議会は、前項以外に議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとする。</p>	<p>令和2年第1回定例会 第六次筑紫野市総合計画基本 構想及び基本計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の進捗確認が不足している ・総合計画の審査に向けて、執行部から素案が提出される以前から、新しい総合計画に盛り込むべき政策など、議会としての方向性など、検討しておいた方がいいと考える。 ・定期的な進捗状況の報告がなされること。 ・議決事件の追加することに対して取り組まなければならない。 	4.0	
18	自由討議の 保障及び拡大	<p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。</p> <p>2 議員は、前項の議員相互の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。</p>	<p>常任委員会、特別委員会で委員 間討議を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会毎に所管課の条例勉強会等を行い、条例提出、変更すべきものがあるか否か討議してはどうか。 ・議員相互の自由な討議を尊重するためにも、定例議会中だけでなく、閉会中にも、所管事務、時事的な課題について意見交換をする委員会協議会の機会を持った方が良い。 ・常任委員会での事務事業調査等では討議が充実してきたと考える。その他の自由討議はさらなる努力が必要 ・積極性を向上させること ・委員会での議員間討議を更に進め、審議、採決に十分に活かせる委員会運営の検討。 ・取扱いやルール、必要性をもう一度考える必要がある 	3.1	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
19	政務活動費	<p>会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付及び執行について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派では会計責任者を決め、毎年度交付、執行についての説明を受け、年度末に報告書の作成をしている。(会派に属さない議員は、各個人で管理) ・平成29年度から視察・研修報告、収支報告書、領収書等をホームページで公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から1円単位の原本領収書提出で、個人カード使用禁止で、日当も廃止、宿泊費も上限付きの実費精算でいいルールだと考える。 ・今年度は新型コロナウイルス感染問題により十分な調査研究ができない部分があった。 ・会派での視察報告を全協で行うよう努める。 ・活動費については適正な使用及び会計がなされているので現状維持でいいと思う。 ・コロナ禍においてネット環境等の整備に政務活動費の使途を明確にする。 ・有効な執行を行う。 ・社会情勢に対応しながら充実した調査研究に繋がるように執行を行う。 ・政務活動費を後払い方式に。 ・政務活動費の領収証公開は項目ごとにし、作成した広報物についても公開する。 ・政務活動費についても、収支報告の状況を年度、会派、議員名で検索できるようにする。 ・もっと個人の裁量を増やしていいと考える。 	4.3	見直し必要

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
20	委員会の 運営	<p>議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。</p> <p>2 委員会審査に当たっては、資料等を公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案は原則として委員会に付託している。 ・委員会は公開とし、資料を閲覧できるようにしている。 ・各分野の行政課題等に対して適切に対応するため、常任委員会協議会を開催している。 ・事務調査は文書化し報告されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者として聞きたい・言いたいことがある。文章記述し委員長へ提出制度にしてはどうか。 ・所管事務調査で、何の資料もないときがあるので、これは事前調整をしてわかりやすい議論の為、資料提出してほしい。 ・常任委員会での事務事業調査等では討議が充実してきたと考える。 ・冒頭の口頭説明は数値など聞き逃さないため、状況を正確に把握するため文書でいただきたい。 ・閉会中の委員会開催を行うよう努める。 ・委員会の活動をもう少し増やした方が良いと思う。 ・最近は議論が活発になってきたと思う。 ・資料閲覧は出来るが、委員会で配布される資料は持ち帰りできない。 ・【3項】委員会による政策提言を行ってはどうか。（岐阜県白川村参照） ・話し合いの議題、争点、課題や意見を可視化するために、委員会室にホワイトボードを設置する。 ・情報提供は大事だが、情報の取り扱い方はきちんと整理すべき。 	3.7	必要
21	議会図書室	<p>議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の整理 ・図書だよりの発行 ・先進事例検索機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書、資料等は充実してきているが、活かし切れていない。 ・図書PTリーダー中心に充実に努めているが、図書よりも調査研究の為のデータ収集の必要性が高いように思う。 ・図書、ネット検索を活用し、政策検討に必要な情報を議会全体で共有できるようなシステムを検討してはどうかと思っている。 ・旧庁舎の図書室に比較すると使いやすくなり、先進事例検索機能の強化などが行われた。 ・図書、資料の利用の促進に努める。 ・議員による図書の活用。 ・十分活用されていない。 	3.9	見直し必要

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
22	議会事務局 の体制強化	<p>議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>議会事務局組織体制 職員定数7人（現員数7人） 事務局長（1） 議事課長（1） 議会担当係長（1） 議会担当主任（3） 議会担当主事（1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を増やすことは難しいと思うが、図書司書資格を持つ職員の配置を願いたい。 ・議会事務局と議員の関係について整理が必要だと考える ・人員の見直し必要 ・業務内容と職員数の適正数の検証、配置。 ・職員の高め事務局を充実強化するためには適正な職員配置が必要でありそのための増員が必要 ・もう一人職員を増やすべき。議会事務局機能を強化。（負担が大きい） 	4.2	点検必要
23	議員の政治 倫理	<p>議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例に基づき、毎年度資産等報告を全議員が行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理についてを再考すべき 	4.3	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
24	議員定数	<p>議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。</p> <p>2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員定数について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定数削減は行政改革であり、議員自ら提言する事はないが議会報告会で要望の声が多ければ検討の必要がある。 ・参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めている。 ・議員定数については市民からの様々な意見があるが、定数改定にまでたどりついていない。 ・現状定数で市民の意思を反映させ議会の運営はできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場合は公聴会制度の利用が必要である。 ・議会報告会の時等、一部市民の方からは、定数削減の声は耳にする。現議員定数が正当なのか否か、議論してもいいのではないかと考える。 ・現在の定数が妥当であるという根拠になるものを明文化した方が良いのではないかと一説によると委員会として、自由な討議ができる人数を7～8人としており、3常任委員会で21人。議長を加えて22人というの適正ではないかと思っている。 ・多様な市民の意見の反映のためには、定数は現状でよいと考える。 ・検討すること ・今後の人口変動・社会情勢の変化等を見極めながらそれらに対応した検討が必要と思われる。 ・これ以上削減してはならないと思う。 ・定数改定に関しては公聴会制度の活用や市民の意見の聴取及び反映がなされる場面を設ける。 ・議員定数の議論を全議員任期中に整理すべき。 	3.9	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
25	議員報酬	<p>議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員報酬について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の改定を行った。 ・令和2年12月、人事院勧告に基づき、期末手当の改定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告は50人以上の民間企業から対象となっているので、コロナ禍でもあり、30人以上等に対象を変更しないと民間と差が大きくなるのではないかと懸念する。 ・議員は兼職が可能な非常勤とされているが、実際のところ、「ほぼ生活給」とみなされていることが多い。どれくらいの時間を議員活動に費やしているのか、議会、議員の活動時間を調査してはどうか。 ・議員定数と同じく人口変動・社会情勢の変化等を見極めながらの対応、検討が必要と思われる。 ・議員報酬も最低現状を保持しなければならないと思う。 ・議員報酬については市町村議員の不足などさまざまな問題が提起されている、今後の議論が必要。 ・市民の意見聴取及び反映 	3.8	
26	議会改革の 推進	<p>議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。</p> <p>2 議会改革推進会議について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会毎に議員全員で行う議会改革推進会議を開催している。 ・ICT、予算決算常任委員会化、図書室活用の3つのプロジェクトチームにより、議会改革を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Ipad活用に向け研修会を積んできた、感染症対策や自然災害で本会議が開催出来ない事は防ぐべきだ。リモート議会導入を検討すべきだ。 ・政策立案及び提言、必要に応じた条例改廃等が出来るような勉強会やプロジェクトチームの発足。 ・ICTの活用。 ・今回の検証によって、新たな課題を持つことになると思う。制度として推進会議があることで、さらに取り組みを推進していくことができると思う。 ・補正予算の審査などの在り方などから予算決算常任委員会化を早急に進めるべきと考える。 ・議会改革の実行計画の作成（目標や工程表など） ・議会改革の第三者評価（市民、専門家）を実施し、結果をHPで公表する。 	4.4	必要